

組合費（月額）

○正規職員は基本月給の1.1%、上限が5,500円です。

例えば基本月給が50万円の教授なら5,500円

基本月給が30万円の職員なら3,300円

○契約職員は月給の0.7%です。

日給が7,500円であれば20日分の0.7%で、1,050円

○短時間職員は0.5%です。

時給が1000円週30時間勤務では、600円程度です。

○年俸制は基本月額約の1.1%です。上限は5,500円です。

今だけキャンペーン

2017年度は組合費を新規加入後6ヶ月の間だけ半額としています。

それ以降は通常の組合費となります。